

資料5-1

第五次千葉県障害者計画の進捗状況(27年度)について

第五次千葉県障害者計画では、主要施策1「入所施設から地域生活への移行の推進」から主要施策8「その他各視点から取り組むべき事項」まで、全体で100個の数値目標と196項目の取組の方向性が設定されている。

平成27年度の数値目標に対する実績について、達成率による評価が可能な88目標のうち、A評価（目標値の100%以上の達成率）は49目標、B評価（目標値の80%以上100%未満）は24目標であり、AB合わせると約8割となり、概ね目標を達成している状況である。今後も第五次千葉県障害者計画を推進し、数値目標を達成する中で引き続き取組の強化に努めていく。

主要施策	数値 目標数	平成27年度状況					
		A	B	C	D	E	その他
1 入所施設から地域生活への移行の推進	12	3			1		8
2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進	8	3	3		1	1	
3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	9	7		1	1		
4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	12	8	4				
5 障害のある人の相談支援体制の充実	12	1	4	1	1	1	4
6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	22	12	8	2			
7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	8	4	2		1	1	
8 その他各視点から取り組むべき事項	17	11	3	1	2		
計	100	49	24	5	7	3	12
達成率による評価ができる数値目標数(割合%)	88	55.7%	27.3%	5.7%	7.9%	3.4%	

A+B 84.0%

数値目標の達成状況評価	A	目標値の100%以上の達成率
	B	目標値の80%以上100%未満の達成率
	C	目標値の60%以上80%未満の達成率
	D	目標値の30%以上60%未満の達成率
	E	目標値の30%未満の達成率
	その他	調査中及び達成率による評価ができないもの等

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表 平成27年度 資料5-2

主要施策	1 入所施設から地域生活への移行の推進
------	---------------------

総合計画等

◇ 障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームの拡充を図るとともに、日中活動の場の充実を図ります。

◇ 障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることを留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

基本施策

- (1) グループホームの整備促進と質的向上
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- (4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
- (5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- (6) 県立施設のあり方

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	12	3			1		8
28							
29							

主要施策の取組状況等

平成27年度	【取組結果】 (1) グループホームに対して整備補助を行い、量的な拡充を図るとともに、運営費補助や利用者に対する家賃補助、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図りました。サービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者の運営相談支援を行いました。 (2) 障害者(児)を受け入れる生活介護及び短期入所事業所を整備補助し、また障害児を受け入れる短期入所事業所を指定して、日中活動の場の量的充実を図りました。放課後等デイサービス事業所を指定して、日中活動の場の整備の促進を図りました。 (3) 重度訪問介護従業者養成研修や同行援護従業者養成研修など各種研修を実施しました。国庫負担基準については、さらなる超過負担の解消のための支援策を講じることを国に要望しました。障害者虐待防止法について養護者向けの講演会を開催しました。 (4) 強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)を実施、検討会へ報告し検討しました。強度行動障害のある方の支援者に対する研修を実施し、研修の実践成果については実践報告会を開催しました。重症児等を受け入れる訪問看護師研修を実施しました。 (5) 地域生活支援拠点等の整備については、地元市等からの要望を踏まえ検討を行い、総合支援協議会や専門部会において議論を行いました。東葛飾地域に医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる空床型の短期入所事業所を指定しました。 (6) 千葉県袖ヶ浦福祉センターについては、第3期指定管理者として千葉県社会福祉事業団を指定し、事業団に見直しへの取り組みを促しチェック体制を充実強化しました。千葉リハビリテーションセンターについては、民間施設で対応が難しいがニーズがある利用者への対応として、濃厚な医療ケアが必要な障害児の放課後等デイサービス等の実施を検討しました。
--------	---

【取組結果への対応】

- (1)一層の地域移行を図るため、利用者のニーズに応じたグループホーム等の整備を促進するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図ります。利用者への家賃補助、サービス管理責任者・世話人などへの研修を行います。
- (2)引き続き日中活動の場の整備を促進するほか、放課後等デイサービス事業所の指定に当たっては、事業所間の支援内容が標準化されるよう指導します。地域活動支援センターに関する財源確保については、引き続き要望を行っていきます。
- (3)今後も同等以上の研修を実施し、ホームヘルパー等の支援の質の向上に努めます。国庫負担基準による超過負担解消のための支援策を講じるよう、引き続き国へ要望していきます。障害者差別解消法について、今後も養護者への講演会の開催等により当事者団体や家族会の活動を支援していきます。
- (4)モデル事業の成果については、成果の普及・啓発に努めます。強度行動障害のある方の支援者に対する研修は次年度も着実に実施し、通所事業所等の障害福祉サービス従事者に対する拡充も検討します。
- (5)地域生活支援拠点等の整備については、地元市等からの要望を踏まえ、検討を行うとともに、支援に取り組めます。障害程度の重い人等を受入れる事業所の拡充に努めるとともに、障害者支援施設の人的資源や機能を地域生活支援に活用します。
- (6)県の監査や見直し進捗管理委員会委員による個別支援計画の確認、指定管理者モニタリングにより支援の実態把握に努めます。養育園と更生園をそれぞれ単独の施設として管理運営できる体制整備に向けた検討について、具体的な方向性を示します。千葉リハビリテーションセンターについては、今後も他の医療機関等では対応できない高度な医学的リハビリテーション等の機能により県民のニーズに対応していきます。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成27年度

主要施策	2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進
------	------------------------

総合計画等

◇ 医療と福祉にまたがる支援が必要である精神障害のある人の地域生活への移行には、医療機関による退院支援や、地域の福祉関係機関による地域生活支援の両面が必要であることから、関係機関が連携して対応する地域ネットワークの構築を推進します。
 ◇ 自立した生活の維持や社会参加などを支援するピアサポート体制の在り方について検討を進めます。さらに、より身近な地域で、医療と福祉の連携体制の強化を図り、精神科医療機関と障害福祉サービス事業所等と連携した退院促進や地域定着の推進を図ります。

基本施策

- (1)精神障害のある人の地域生活への移行支援
- (2)障害のある人自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進
- (3)精神科救急医療体制の充実

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	8	3	3		1	1	
28							
29							

主要施策の取組状況等

平成27年度	【主要施策の取組結果】 (1)障害保健福祉圏域毎に圏域連携コーディネーターを配置し、病院や障害福祉サービス事業所、当事者、家族、行政等による精神障害者地域移行支援協議会を開催し、地域ネットワークの構築を図りました。また、千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業を開始しました。 (2)ピアサポートの推進については、ピアサポート専門員養成研修を実施し、精神障害者地域移行支援協議会へピアサポーター等に参加をしていただくなど、ピアサポートの推進を図りました。 (3)精神科救急医療体制の充実については、円滑な救急体制の実施に向け、精神科救急システム連絡会議等を開催しました。
	【取組結果への対応】 (1)引き続き、圏域連携コーディネーターを配置し、障害保健福祉圏域毎に精神障害者地域移行支援協議会を開催します。千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院について、要件を満たす精神科病院に対し認定し、公表します。 (2)ピアサポートの推進については、引き続き、ピアサポート専門員養成研修を実施し、精神障害者地域移行支援協議会へピアサポーター等に参加をしていただくとともに、圏域毎のピアサポートの取組み内容について情報共有を図ります。 (3)精神科救急医療体制の充実については、引き続き、円滑な救急システムの運営を進めていきます。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成27年度

主要施策	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進
------	-----------------------------

総合計画等

◇ 個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」などを通じて、障害のある人への理解を広げる取組や、障害のある人に優しい取組の応援を推進します。あわせて、障害者虐待防止法に基づいて、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。

◇ 地域における相談支援体制を構築するとともに、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会等の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。

◇ 手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組み、障害のある人の情報コミュニケーションを支援するとともに、情報バリアフリーの推進に取り組みます。

◇ 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関しては、十分な広報・周知を行い、円滑な施行に努めます。

基本施策

- (1) 障害のある人への理解の促進
- (2) 地域における権利擁護体制の構築
- (3) 地域における相談支援体制の充実
- (4) 手話通訳等の人材育成
- (5) 情報バリアフリーのための普及啓発の促進

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	9	7		1	1		
28							
29							

主要施策の取組状況等

平成27年度	【取組結果】 (1) 平成28年4月から障害者差別解消法が施行されることも踏まえ、障害者条例と障害者差別解消法を併せた広報啓発を行いました。 (2) また、障害者虐待については、虐待防止研修の開催や虐待防止アドバイザーの派遣を通じて障害者虐待に関する適切な対応や予防ができるように努めました。 (3) 相談支援事業に従事する職員に対しても障害者虐待に関する研修を実施しました。 (4) 手話通訳者の養成については、受講募集の周知を行い、実践課程で31名が受講し、そのうち19名が手話通訳者として登録をしました。要約筆記者についても、今年度から要約筆記者養成講座(前期)が始まり、17名の方が受講しました。また、移行研修では28名が受講し、そのうち18名が要約筆記者として登録をしました。 (5) 障害者差別解消法における市町村職員研修において、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を配布し、障害のある人に対する配慮について働きかけを行いました。
	【取組結果への対応】 (1) 障害のある人に対する差別をなくすため、障害者差別解消法と障害者条例を併せた広報啓発を引き続き行っていきます。 (2) また、障害者虐待についても、市町村や障害者関連施設に対して研修の開催や虐待防止アドバイザーの派遣を通じて虐待への適切な対応や予防ができるように引き続き実施します。 (3) 今後も、障害者虐待に関する研修を行い、虐待の未然防止に努めていきます。 (4) 今後も引き続き、手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組んでいきます。 (5) 平成28年度中に「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直しを行います。また、改定後のガイドラインの周知を引き続き実施します。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成27年度

主要施策	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実
------	----------------------

総合計画等

- ◇ 障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。
- ◇ 手帳の有無や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のために、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用して早期発見や診断、適切な治療や訓練等を行い、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。
- ◇ ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。
- ◇ 東葛地域における医療型障害児入所施設について東葛6市と連携しながら引き続き支援を行うとともに、他の地域についても支援のあり方について検討します。
- ◇ 重症心身障害の状態にある子ども等が入所する老朽化が進んだ県立施設の整備のあり方について、今後検討します。

基本施策

- (1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (3) 地域における相談支援体制の充実
- (4) 障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実
- (5) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	12	8	4				
28							
29							

主要施策の取組状況等

平成27年度	【取組結果】 (1) ライフサポートファイルの導入を図った市町村が増えたほか、条例改正により、児童発達支援センターが、相談に応じて助言等の援助に努める対象に、小学校等が加わりました。 (2) 福祉型短期入所事業所の拡充を図ったほか、強度行動障害特別支援事業補助金を活用して強度行動障害のある子どもの受入を行いました。 (3) 障害児等療育支援事業により、幼稚園や保育園の職員に対する支援技術の指導を実施したほか、発達障害等で困っている方への相談、療育指導を実施しました。 (4) 平成27年4月に5校の特別支援学校を開設したほか、公立特別支援学校における訪問教育を実施し、家庭、病院、施設への訪問を実施しました。個別の移行支援計画を作成し、関係機関と情報を共有しながら、個々の卒業後の就労や生活について検討しました。 (5) 障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を開催、東葛地域で重症心身障害児施設の設置を図ったほか、老朽化が進んだ県立施設の整備が公共施設等総合管理計画に組み込まれるよう協議を行いました。
	【取組結果への対応】 (1) 引続きライフサポートファイルの導入について市町村に働きかけるほか、児童発達支援センター等の機能強化事業を募集します。 (2) 短期入所事業所の拡充に努めるほか、強度行動障害特別支援事業の対象事業所の増加について市町村に働きかけます。 (3) 障害児等療育支援事業において、28年度から放課後児童クラブ、児童養護施設も支援対象とするほか、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会の開催します。 (4) 児童・生徒の障害の状況に応じた学びの場を提供していけるように訪問教育の充実に取り組んでいくほか、個別の移行支援計画の内容が、情報共有として適しているのかを再検討し、今後も関係機関との連携を図っていきます。 (5) 引続き障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を開催して、関係者のネットワークの構築するほか、強度行動障害のある子どもに対応する施設の拡充に努めていきます。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成27年度

主要施策	5 障害のある人の相談支援体制の充実
------	--------------------

総合計画等

◇障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会等などに対して、アドバイザーを派遣します。
 ◇ 総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の質の向上を目指し、各種の研修を行います。
 ◇ 障害のある子どもに係る相談については、手帳や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のための相談支援体制の充実を図ります。

基本施策

- (1) 地域における相談支援体制の充実
- (2) 地域における相談支援従事者研修の充実
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	12	1	4	1	1	1	4
28							
29							

主要施策の取組状況等

平成27年度	【取組結果】 (1) 地域における相談支援体制の充実を図るため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを派遣したほか、相談支援体制整備に係る市町村会議を開催し、情報共有・意見交換を行いました。 (2) 相談支援従事者研修の充実を図るため、研修講師等によるワーキングチームを設置し、相談支援専門員が体系的に能力を高められるよう、法定研修のカリキュラムの見直しや専門コース別研修の活用等を検討しました。 (3) 障害福祉課のホームページ上に作成した資源マップに医療的ケアを要する障害児を受け入れることが可能な短期入所事業所の連絡先等を掲載しました。
	【取組結果への対応】 (1) 引き続き、相談支援アドバイザーの派遣を通じて市町村協議会への支援に取り組むとともに、市町村会議の開催により情報共有を図ります。 (2) 相談支援専門員の育成ビジョンの明確化及び周知等について、千葉県総合支援協議会相談支援専門部会及びワーキングチームを中心に検討を進めます。 (3) 引き続き医療・福祉資源に関する情報の提供に努めて参ります。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成27年度

主要施策	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実
------	---------------------------

総合計画等

- ◇ 障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローの支援などを進めます。
- ◇ 障害のある人の経済的自立に向けて、工賃向上計画に基づく官公需の受注促進と就労支援事業の強化のための支援を行い、工賃の向上を図ります。
- ◇ 障害者優先調達推進法に基づき、県の調達方針を策定し、県の取組を進めます。
- ◇ 障害のある人が自らの価値観に沿った働き方を選択し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる環境づくりを進めます。

基本施策

- (1) 就労支援・定着支援の体制強化
- (2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化
- (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援
- (4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- (5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進
- (6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	22	12	8	2			
28							
29							

主要施策の取組状況等

平成27年度	【取組結果】 (1)について 就労支援専門部会を2回開催し、就労移行支援事業所に係る調査に基づいて課題等を精査することなどにより就労支援体制の強化に係る検討を行いました。 (2)、(3)について 障害者就業・生活支援センター(障害保健福祉圏域ごと)に生活支援員、企業支援員を配置し、就職している障害者等への相談支援、県内企業の障害者雇用への理解の促進を図りました。 (4)、(5)について 就労を促進するため、研修・交流等を通じて、関係機関の連携強化に係る課題を整理するとともに、千葉県障害者就労事業振興センターに新たに共同受注窓口を設置する等、賃金(工賃)向上に向けた支援を行いました。 (6)について 障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう、就労支援事業所向けに研修等を実施しました。
	【取組結果への対応】 (1)について 就労移行支援事業所に係る実態調査に基づいて、就職実績向上のための取組の策定等について、検討を行います。 (2)、(3)について 引き続き、障害者就業・生活支援センターにおいて、生活支援員等を配置するとともに、同センターの機能の充実等を図ることにより支援を充実させます。 (4)、(5)について 就労を促進するため、研修・交流等を通じて、関係機関の連携強化に係る課題等を精査するとともに、各事業所の実態に即した賃金(工賃)向上に向けた支援を実施します。 (6)について 障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう、様々な機会(研修等)を通じて、周知等を図っていきます。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成27年度

主要施策	7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実
------	-------------------------

総合計画等

- ◇ 発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、県内に拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。
- ◇ 通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対して、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。
- ◇ 特に本人や家族の負担が大きい重度心身の障害のある人に対しては、支払いに係る利便性の向上を推進します。
- ◇ ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。

基本施策

- (1) 重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化の実施
- (2) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (3) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (4) ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	8	4	2		1	1	
28							
29							

主要施策の取組状況等

平成27年度	【主要施策の取組結果】 (1) 27年8月から、重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化を実施しました。 (2) 高次脳機能障害に関する相談件数は2万件弱となり、関係機関等との地域でのネットワーク構築に取り組みました。千葉県発達障害者支援センターにおいて研修を実施しました。相談支援従事者専門コース別等研修及び発達障害相談員フォローアップ研修を実施しました。 (3) 強度行動障害者(児)を受入れた短期入所事業所や、看護師を配置した短期入所事業所に県独自の補助金を交付することにより、身近な地域において重症心身障害者等が利用できる場の確保を図りました。相談支援体制整備に係る市町村会議を開催し、情報共有・意見交換を行いました。 (4) 情報交換及び事例検討会を実施し、ひきこもり地域支援センター内での情報共有や対応のスキルアップを図りました。ひきこもりサポーター養成研修及び、フォローアップ研修を実施しました。
	【取組結果への対応】 (1) 引き続き、重度心身障害者(児)医療費助成制度の円滑な運用に努めるとともに、市町村の協力を得ながら、必要な調査を行うことを検討します。 (2) 今後も研修を実施し、地域の発達障害の相談支援が対応可能な人材を養成します。また地域の相談支援機関との連携を進めます。ペアレントメンターを相談者に派遣し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を推進します。 (3) 看護師を配置した短期入所事業所に補助金を交付することにより、重症心身障害者等が利用できる場の確保に努めます。相談支援アドバイザーの派遣等を通じて市町村協議会への支援に取り組めます。 (4) ひきこもり地域支援センター職員のスキルアップを図り、ひきこもり者や家族等への支援強化に努めます。ひきこもりサポーターの養成・フォローアップに努めるとともに、市町村と協力しながら、ひきこもり者への支援を進めます。

第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表

平成27年度

主要施策	8 その他各視点から取り組むべき事項
------	--------------------

総合計画等

◇障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、ホームヘルパー等の福祉職の養成・確保と医学的リハビリテーションに従事する医師の確保、理学療法士等のリハビリテーション専門職の充実や資質の向上に努めます。

◇高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制のあり方の検討状況を注視しながら検討を進めます。

◇障害のある人が適切な医療を受けられるよう、「受診サポート手帳」の普及等医療機関との連携連絡体制づくりに引き続き努めます。また、身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう地域リハビリテーション体制等の充実を図ります。

定期的に歯科健診を受けること又は歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、巡回歯科診療車による定期的な歯科健診・歯科保健指導を実施します。

◇総合難病相談・支援センターおよび県内9箇所に設置した地域難病相談・支援センターを拠点として、相談・支援の実施、患者・家族の交流促進、難病への理解促進等を図ります。

◇県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通じて、障害のある人のスポーツの普及に努めるとともに、障害のある人がスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。2020年パラリンピック東京大会の開催に向けて、国のスポーツ行政の一元化も踏まえ、選手の育成強化に努めます。また、様々な機会を通じて指導者の資質の向上に努めます。身近な地域での文化芸術活動に親しむために、参加・発表の機会の確保と参加者の拡大に努めます。

◇障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。また、道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。

◇障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防犯・防災対策の推進、悪質商法など消費者被害を防止するために、市町村、関係機関等と連携して障害のある人を地域で守る仕組みづくりを推進します。

◇行政・民間団体等により設けられている各種の障害のある人に関するマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものであり、これらのマークの県民への周知と理解の促進を図るとともに、普及に努めます。

基本施策

- (1)人材の育成と確保
- (2)高齢期に向けた支援
- (3)保健と医療に関する支援
- (4)スポーツと文化活動に対する支援
- (5)住まいとまちづくりに関する支援
- (6)暮らしの安全・安心に関する支援
- (7)障害のある人に関するマーク・標識の周知

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	17	11	3	1	2		
28							
29							

主要施策の取組状況等

平成27年度	【主要施策の取組結果】 (1) 重度訪問介護・同行援護・強度行動障害・移動介護など各種従業者研修を実施しました。介護福祉士等、医師、看護学生への保健師等修学資金貸付を行い、人材確保に取組みました。 (2) 医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、国へ働きかけました。地域生活支援拠点について、本部会等で、国及び各都道府県の状況について紹介、議論を行いました。重症心身障害者の待機者調査を実施しました。 (3) 重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化を実施しました。精神科救急医療システムの事務説明会を行い、システムの円滑な実施について確認しました。ビーバー号を更新しました。 (4) 東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業や、障がい者スポーツ指導員養成講習会を実施しました。障害のある人の団体が主催する発表会を共催したほか、内閣府主催「障害者週間のポスター」等の作品募集に協力しました。 (5) バリアフリー法に基づく適合審査等を通じて、建築物のバリアフリー化の普及啓発を行いました。バリアフリー化仕様の県営住宅を整備するなど、県施設のバリアフリー化を進めました。「心のバリアフリー」を理解するための研修を実施しました。 (6) 改訂した「要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」を市町村に配布しました。DPAT体制整備検討会議を開催するなど、DPAT体制整備と理解・協力要請に努めました。 (7) 県内鉄道事業者及び乗合バス事業者に、障害のある人に関するマークの周知・普及等を行いました。 【取組結果への対応】 (1) 現在の取組と同等以上の研修を実施しホームヘルパー等の人材養成、資質向上に努めます。介護福祉士修学資金等について拡充を行います。 (2) 千葉県総合支援協議会や各専門部会の意見を聞いたうえで、具体的な検討を進めます。医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、国へ働きかけます。介護保険サービスのグループホームと障害福祉サービスに係る制度の整合等について、検討を行います。 (3) 重度心身障害者(児)医療費助成制度については、引き続き、制度の円滑な運用に努めます。総合難病相談センター及び県内9か所の地域相談支援センターを拠点とした相談支援の実施、地域関係機関と連携した支援対策を一層推進します。報告書を踏まえ、県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの機能・役割の見直しを行います。精神科救急医療システムの事業費や体制について見直しを行い、参画医療機関の拡充に努め、医療体制・機能の充実に向けて取り組みます。 (4) 障害者スポーツの一層の普及と障害のある人への理解の促進に努めるとともに、東京パラリンピックでの千葉県選手の活躍に寄与します。障がい者スポーツ指導員の増加を図り、指導員のスキルアップに努めていきます。障害のある人の団体が主催する発表会を共催するほか、文化・芸術関連行事を後援し発表機会の確保と充実に努めます。 (5) バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及啓発に取り組みます。公共施設等の整備に当たっては、今後もバリアフリー化に努めます。今後も障害者条例の啓発・広報活動に取り組みます。 (6) 作成した手引きを元に、要配慮者及び避難行動要支援者について施策を推進します。千葉県DPATチームの設置要綱を設け、日本精神病院協会千葉県支部及び県内精神科病院と協定を締結し、DPATチームが派遣できるよう備えます。日常生活自立支援事業及び成年後見制度の周知を継続していきます。 (7) 引き続き、ホームページや各種会議等を通じて、県民や市町村に対する働きかけを行っていきます。
---------------	--